評価の指針

基準1の評価の指針

基準1では、「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。

本指針では、基準1で評価を行う10の評価事項について、評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示します。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となります。

1 教育研究上の基本となる組織に関すること

大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科 及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。

[関係法令等]

教育基本法

第7条

学校教育法

<u>第83条</u>、<u>第83条の2</u>、第84条、第85条、第86条、第87条、<u>第87条の2</u>、第91条、第97条、<u>第99条</u>、第100条、第101条、第103条

大学設置基準

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第18条、第40条の4

大学院設置基準

第1条の2、第2条、第2条の2、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、第10条、第22条の4、第23条、第44条

専門職大学設置基準

第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第54条

告示

平成 11 年文部省告示第 176 号、平成 15 年文部科学省告示第 45 号、

平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年文部科学省告示第 154 号

(専門職大学院を設置する場合)

告示

平成 15 年文部科学省告示第 53 号

(国際連携教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第50条

大学院設置基準

第 35 条

専門職大学設置基準

第 62 条

専門職大学院設置基準

第 35 条

2 教育研究実施組織に関すること

大学は、学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模・授与する学位の種類・

分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備しているか。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働 して職務を行われるよう努めているか。

[関係法令等]

学校教育法

第 92 条、第 93 条、第 114 条

学校教育法施行規則

第 143 条

大学設置基準

<u>第7条</u>、<u>第8条</u>、第9条、<u>第10条</u>、第12条、<u>第13条</u>、<u>第14条</u>、<u>第15条</u>、<u>第16条</u>、<u>第17条</u>、第61条、别表第一、别表第二

大学院設置基準

第8条、第9条、第9条の2、第46条

専門職大学設置基準

 $\frac{\text{第 31 条}}{\text{$\%$}}$ 、 $\frac{\text{$\%$}}{\text{$\%$}}$ $\frac{\text{$\%$}}{\text{$\%$}}$

生示

平成 11 年文部省告示第 175 号、平成 11 年文部省告示第 176 号、

平成 15 年文部科学省告示第 44 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、

平成 16 年文部科学省告示第 175 号、令和 5 年文部科学省告示第 49 号

(専門職大学院を設置する場合)

専門職大学院設置基準

第4条、第5条

告示

平成 15 年文部科学省告示第 53 号

(通信教育課程を設置する場合)

大学通信教育設置基準

第8条、第11条

大学院設置基準

第27条

(共同教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第46条

専門職大学設置基準

第 58 条

(国際連携教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第 55 条

大学院設置基準

第 40 条

専門職大学設置基準

第67条

3 教育課程に関すること

大学は、学士課程、大学院課程において、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、 教育課程の編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)及び卒業、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、それぞれ、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施しているか。また、教育課程を適切に編成し実施しているか。さらに、卒業、修了の要件を適切に策定して

いるか。

また、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価や単位認定、卒業認定、修了認定を実施しているか。

[関係法令等]

学校教育法

第88条、第89条、第90条、第102条、第104条、第122条、第132条

学校教育法施行規則

第 145 条、第 146 条、第 146 条の 2、<u>第 147 条</u>、第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条、第 155 条、第 156 条、第 157 条、第 158 条、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条、第 164 条、<u>第 172 条の 2</u>

大学設置基準

<u>第2条の2</u>、第7条、<u>第19条、第20条</u>、<u>第21条、第22条、第23条</u>、第24条、<u>第25条</u>、 <u>第25条の2</u>、第26条、<u>第27条</u>、<u>第27条の2</u>、第28条、第29条、第30条、第30条の2、 第31条、<u>第32条</u>、第33条

大学院設置基準

<u>第1条の3</u>、<u>第11条、第12条、第13条</u>、第14条、<u>第14条の2</u>、<u>第15条</u>、第16条、 第16条の2、<u>第17条</u>、第23条の2、第42条、第44条

専門職大学設置基準

<u>第3条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条</u>、 <u>第18条、第19条</u>、第20条、<u>第21条</u>、第22条、第24条、第25条、第26条、第27条、 第28条、第29条、第30条、第31条

告示

平成3年文部省告示第68号、平成13年文部省告示第51号、

平成 15 年文部科学省告示第 43 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、

平成 29 年文部科学省告示第 109 号

学位規則

第2条、<u>第2条の2</u>、<u>第2条の3</u>、<u>第3条</u>、<u>第4条</u>、第5条、第5条の2、第5条の3、第8条、 第9条、第10条、第11条、第12条、<u>第13条</u>

(専門職大学院を設置する場合)

専門職大学院設置基準

第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条

告示

平成 15 年文部科学省告示第 53 号

(通信教育課程を設置する場合)

大学通信教育設置基準

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条

大学院設置基準

第25条、第26条、第28条

(共同教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第43条、第44条、第45条

大学院設置基準

第31条、第32条、第33条

専門職大学設置基準

第55条、第56条、第57条

専門職大学院設置基準

第32条、第33条、第34条

(国際連携教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第51条、第52条、第53条、第54条

大学院設置基準

第36条、第37条、第38条、第39条

専門職大学設置基準

第63条、第64条、第65条、第66条

専門職大学院設置基準

第36条、第37条、第38条、第39条

4 施設及び設備に関すること

大学は、学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模及び施設・設備を備えているか。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させているか。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備しているか。

[関係法令等]

学校教育法

第 96 条

学校教育法施行規則

第143条の2、第143条の3

大学設置基準

<u>第34条、第35条、第36条、第37条、第37条の2、第38条、第39条</u>、第39条の2、 第40条、第40条の2、第59条、第61条、別表第三

大学院設置基準

第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条

専門職大学設置基準

 $\frac{\$ 43 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 44 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 45 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 46 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 47 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 48 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 49 \,\$}{\$ 52 \,\$}$ 、 $\frac{\$ 50 \,\$}{\$ 52 \,\$}$

告示

平成 15 年文部科学省告示第 50 号

(専門職大学院を設置する場合)

専門職大学院設置基準

第 17 条

(通信教育課程を設置する場合)

大学通信教育設置基準

第9条、第10条

大学院設置基準

第29条、第30条

(共同教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第47条、第48条、第49条

大学院設置基準

第34条

専門職大学設置基準

第 59 条、第 60 条、第 61 条

(国際連携教育課程を設置する場合)

大学設置基準

第56条

大学院設置基準

第 41 条

専門職大学設置基準

第68条

専門職大学院設置基準

5 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

大学は、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。さらに、学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働 して職務を行われるよう努めているか。

[関係法令等]

教育基本法

第4条

学校教育法

第 11 条、第 12 条、第 114 条

学校教育法施行規則

第 26 条

大学設置基準

第7条

大学院設置基準

第8条、第43条

専門職大学設置基準

第31条

(通信教育課程を設置する場合)

大学通信教育設置基準

第11条

学校保健安全法

第13条

障害者差別解消法

第7条、第8条

6 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

大学は、卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっているか。

[関係法令等]

学校教育法施行規則

第 165 条の 2

7 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公表しているか。

[関係法令等]

学校教育法

第 113 条

学校教育法施行規則

第172条の2

教育職員免許法施行規則

第22条の6、第22条の8

情報公表に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令

8 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に 資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その 際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みを行っているか。

また、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。

さらに設置計画等履行状況等調査において過去 5 年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。

なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。

[関係法令等]

学校教育法

第109条

学校教育法施行規則

<u>第 152 条</u>、<u>第 158 条</u>、<u>第 16</u>6 条

大学設置基準

第 11 条

大学院設置基準

第9条の3

専門職大学設置基準

第36条

(専門職大学院を設置する場合)

専門職大学院設置基準

第5条の2

9 財務に関すること

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

[関係法令等]

大学設置基準

第40条の3

大学院設置基準

第 22 条の 3

専門職大学設置基準

第 53 条

国立大学法人法、地方独立行政法人法、地方自治法、私立学校法、私立学校振興助成法など、大学の 設置形態別に定められた法令

10 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

大学は、1から9までの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項に

ついて適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。

また、1から9までに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。

[1から9までに列挙した以外の関係法令等]

地方独立行政法人法

第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 79 条、第 79 条の 3、第 79 条の 4、第 80 条

教育公務員特例法

第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第19条、 第35条

大学設置基準

第57条、第58条

大学院設置基準

第 45 条

専門職大学設置基準

第76条、第77条

(通信教育課程を設置する場合)

大学通信教育設置基準

第 12 条

告示

平成 20 年文部科学省告示第 103 号、平成 20 年文部科学省告示第 104 号、平成 20 年文部科学省告示第 106 号

障害者差別解消法

第5条

男女雇用機会均等法

第5条、第8条

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第4条

役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令

その他各種告示

基準2の評価の指針

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、 教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能 していることを確認します。

評価は大学から示される問題意識や具体的な分析、改善の取組みに基づいて行います。学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みの状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組みについては、必ず取組み状況を示すことを大学に対し求めます。

1 評価に付す根拠資料 (例示)

- 教育研究の水準の向上に向けた自己分析や改善の取組みの内容を示す資料等
- ・ 大学が外部に対して公表する情報及び報告書等
- 第三者による大学の水準分析等の報告書等
- ・ ステークホルダー (学生・卒業生・教職員・地域住民・民間企業・地方公共団体等) からの意見等

2 評価の方法

- 教育研究の水準の向上に向けた自己分析や改善の方針、組織体制等を確認する。
- ・ 教育研究の水準の向上に向けた情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているかについて確認する。
- ・ 大学から示されたそれぞれの取組みが、教育研究の水準の向上のために効果的に機能し、組織的に改善に結びつけられているかについて確認する。

基準3の評価の指針

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、 その取組みが効果的に機能していることを確認します。

評価は大学から示される具体的な取組みに基づいて行います。

1 評価に付す根拠資料 (例示)

- ・ 特色ある教育研究の取組みの内容を示す資料等
- ・ 大学が外部に対して公表する取組みに関する報告書等
- ・ 第三者による取組みの検証や評価等の報告書等
- ・ ステークホルダー (学生・卒業生・教職員・地域住民・民間企業・地方公共団体等) からの意見等

2 評価の方法

- それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みが、大学の理念等に定める特色を実現するものとして効果的に機能しているかに ついて確認する。
- ・ それぞれの取組みの課題や問題意識をどのように把握及び共有し、改善を進めているかについて確認する。